

# 時短営業、外出自粛によって売上げが減った事業者への支援金が始まりました！

飲食関連業者のほか、理美容・クリーニング委託店も対象です！  
申請にはアカウント登録後、登録確認機関による形式確認が必要です！

3月8日(月)から、緊急事態宣言の影響 | 時短要請の協力金をすでに受け取っている・これから申請する業者は、この制度の緩和の一時支援金の受付が始まりました。

## ※必要書類

- ・宣誓・同意書
- ・取引先情報一覧
- ・確定申告書類  
(2019年1月以降分すべて)
- ・対象月の売上台帳等
- ・通帳の写し
- ・履歴事項全部証明書(法人)
- ・本人確認書類の写し(個人)

雑所得、給与所得の事業者はこれに加えて

- ・国民健康保険証の写し
- ・業務委託契約等収入があると判る書類

※さらに登録機関の事前確認で準備するもの

- ・2019年1月から2021年対象月までの帳簿書類

※登録確認機関は下記HPから検索できます。たとえば登録された金融機関と事業性の与信取引がある人は、事前確認を電話などで簡易に行えます。

<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search>



## 個人最大30万円、法人最大60万円

対象は、協力金の対象とならなかった飲食店、飲食店との取引業者、流通関連業者、飲食品・器具備品の製造者、それらの業者に商品・サービス提供を行う事業者、旅行・その他の主に対面で営業を行う業者で、2021年1～3月のいずれかの売上げ、前年か前々年同期の半分以下

対象外になります。また建設業も現在のところ給付対象になっていません。

飲食関連や対面のサービス業で、今年の1・2・3月の売上いずれかが、2020年か2019年の同時期と比べて半減している業者が申請できます。

手順としてはネットで登録の上、確認機関から事前確認通知番号の発行を受ける必要があります。

支援金が支給された後も、2019年1月から2021年対象月までの帳簿書類、商品・サービスの一覧表、店舗写真、および賃貸借契約書もしくは登記簿などの資料を、提出は求められませんが7年間保存しなくてはなりません。

自分が対象となるのか、申請の方法がわからないなど、悩んでいる人は民商にご相談ください。一時支援金の申請受付期間は5月31日(月)までです。

# コロナ禍による国保減免の申請は3月までです！

市町の国保に加入していて、2020年の売上が2019年から3割以上減った人は、国保税が還付になる可能性があります。特に、要件を満たしていて前年所得が300万以下の世帯は、国保税が全額還付になります。

ただし、令和1年度の所得をゼロ・マイナスで申告した人は、この減免・還付を受けられません。

均等割や平等割の制度があるため、前年所得がなくても国保税は発生します。なのにコロナ禍の影響で一番生活が苦しくなる世帯が、緊急制度の外に置かれてしまっています。

この制度の申請期限は3月31日(水)です。

減免対象となる人、なると思うが申請法がわからない人は、尾北民商へ早めにご連絡ください。

確定申告は前年払った社会保険料を控除して行うので、還付された分は確定申告の社会保険料控除から除きます。

※ 建設国保などで国保料納付証明書を昨年中に受け取り、その後に減免されて新しい証明書を受け取っていない人は、確定申告の際に証明書の金額から減免還付された額を引いて控除します。

